**新型コロナウイルス感染症関連情報**

**新しい生活様式を実践しましょう！**

　新型コロナウイルス感染症に「うつらない」 「うつさない」ために、日頃から、皆さん一人ひとりが感染拡大防止に取り組みましょう。

　感染症から自身と身近な人の大切な命を守れるよう、日常生活を見直してみませんか。

**感染症対策の基本は「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」**

大崎市イメージキャラクターのパタ崎さんが、感染症対策を皆さんにお伝えします！

市ウェブサイト（http://www.osaki.miyagi.jp/index.cfm/46,0,226,html）から、You Tubeを利用して「新しい生活様式のお願い」を動画配信しています。

①人との間隔は、できるだけ（約2ｍ）空けましょう。

②外出時、屋内や会話をする時は、症状がなくてもマスクを着用しましょう。

③こまめに手を洗いましょう。30秒かけて、水とせっけんで丁寧に洗いましょう。

**3つの密を避けましょう！**

密閉空間　こまめに換気をしましょう。

密集場所　他の人とは2ｍ以上距離をとりましょう

密接場面　相手と十分な距離を保ち、マスクをつけましょう。

**給付金などの個人向け支援情報**

**特別定額給付金の申請はお済みですか**

　特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民1人あたり10万円を給付する事業です。

　給付金を受けるには、期限までに申請が必要です。

対象　４月27日時点において、住民基本台帳に記録されている人

申請・受給権者　原則として世帯主

申請期限　令和2年8月11日（火）

申請方法

①返信用封筒（切手不要）に申請書と添付書類を入れて郵送申請

②マイナンバーカードを持つ世帯主がオンライン申請（署名用電子証明書の暗証番号が必要）

受取方法　原則、申請した世帯主の口座に振込

その他　本人確認書類などが添付されていないと、受け取りまで時間がかかる場合がありますので、注意してください。5月中旬以降に受け付けした分は、6月上旬以降順次振り込み予定です。振込日は事前に通知書でお知らせしますので、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

問い合わせ　総務課特別定額給付金担当　25-7396

**給付金詐欺に注意してください！**

　特別定額給付金に関して、市や国・県、警察がATMの操作や手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

　次のような連絡は詐欺です！

国・県・警察を語り、国からの給付金が受けられる

手続きを代行してあげるので、手数料を振り込んでほしい

給付金を振り込むので、口座番号を教えてほしい

　不審な連絡があった場合は、迷わず断り、警察署へ情報提供してください。

問い合わせ　古川警察署　22-2311

鳴子警察署　82-2249

**子育て世帯へ臨時特別給付金を支給します**

　新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳から中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

支給対象　令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の支給を受けている人。

※特例給付の支給を受ける人は対象になりません。

対象児童　令和2年4月分の児童手当の対象となっている児童。3月まで中学生だった児童も含みます。

支給額　対象児童1人あたり10,000円

振込日　令和2年6月10日（水）

公務員支給対象者にかかる手続き

　公務員支給対象者は申請が必要です。受付後、審査が終了した人から随時振込を行います。

申請先　所属庁が支給対象者であると証明した申請書を、令和2年3月31日時点で住民票がある市区町村に申請

※新高校1年生のみを監護している場合は、令和2年2月29日時点で住民票がある市区町村へ申請してください。

申請期間　令和2年6月1日（月）～9月30日（水）

申請方法　郵送、もしくは子育て支援課または各総合支所市民福祉課地域福祉担当に持参

必要書類　①申請書

②振込口座が確認できる書類（金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる通帳

またはキャッシュカードの写し）

問い合わせ　子育て支援課子ども給付担当　23-6045

**国民健康保険傷病手当金**

　大崎市国民健康保険に加入している被用者（給与等の支払いを受けている人）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状で感染が疑われる場合に、その療養のために労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。

対象期間　労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間

適用期間　令和2年1月1日（水）～9月30日（水）

申請方法　本人、世帯主、事業主、医療機関が記入する書類のほか、本人確認書類が必要となります。

事前に保険給付課へ連絡してください。

その他　後期高齢者医療制度の加入者も同様に支給を受けられます。

問い合わせ　保険給付課国民健康保険担当　23-6051

**中小企業・小規模事業者の皆さまへ**

問い合わせ　産業商工課 23-7091

**「持続化給付金事業 申請サポート会場」開設**

　中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者や、その他各種法人などで、売上高が前年同月比で50％以上減少している方に、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

　持続化給付金の申請は、ホームページからの電子申請を基本としています。電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して、申請サポート会場で補助員が電子申請のサポートを行います。

開設日　5月24日（日）～

開設場所　古川商工会議所2階研修室

※来所には事前予約が必要です。

給付額　法人：200万円以内　個人事業者等：100万円以内

電話予約窓口

受付専用ダイヤル（自動ガイダンス）

フリーダイヤル 0120-835-130（24時間対応）

電話予約窓口（オペレーター対応）

　0570-077-866（受付時間：9時～18時）

※古川商工会議所の会場コード「0405」が必要です。

問い合わせ　中小企業庁金融・給付金相談窓口　0570-783183

**感染症対策商工業支援事業（飲食店家賃支援事業）　申請期限は6月30日（火）です**

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に影響が大きい飲食業を営む事業者に対し、店舗維持支援金を緊急的に支給します。

事業内容　1事業者あたり不動産賃料（建物、土地）1カ月分を10万円を上限に支給します。

対象　市内で店舗などを賃借し、主たる事業として飲食店を営む事業者

要件　①県の緊急事態措置の以前から、市内で飲食店を営んでいること

②交付申請の日時点で、営業の実態がある個人事業主、または小規模事業者であること

③市内に店舗用で不動産を賃借していること

申請期限　6月30日（火）

申請方法　市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/46,0,234,html）から申請書等をダウンロードし、郵送（〒989-6188古川七日町1-1）またはメール（shoko2@city.osaki.miyagi.jp）で申し込み

問い合わせ　産業商工課商工振興担当　23-7091

**感染症拡大防止協力金支給事業　申請期限は6月30日（火）です**

緊急事態措置期間中（令和2年4月25日から同年5月6日まで）に休業、または営業時間の短縮の要請に全面的に協力した中小の事業者に対し、県・市から協力金30万円を支給します。

事業内容　1事業者あたり30万円を支給します。

対象　県からの要請や協力依頼に応じて、施設を全面的に休業した、または営業時間の短縮を行った飲食のサービス業を営む事業者

要件　令和2年4月25日から5月6日までのすべての期間に施設を停止したこと

加えて、食事提供施設の場合は、①営業時間を5時から20時までに終えること　②酒類の提供を19時までにすること

申請期限　6月30日（火）

申請方法　市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/46,0,234,html）から申請書等をダウンロードし、郵送（〒989-6188古川七日町1-1）またはメール（shoko2@city.osaki.miyagi.jp）で申し込み

問い合わせ産業商工課商工振興担当　23-7091

**感染症対策商工業支援事業（小規模事業者団体販路拡大支援事業）**

　売上高の減少など事業活動に影響が生じている事業者で構成する同業者組合などが、事業活動の維持、継続のために取り組む事業に対し、補助金を交付します。

補助対象　販路拡大を行うための事業費、広告、クーポン券などの販売促進費用

対象者　商店街等振興組合、事業協同組合、タクシー協業組合などの小規模事業団体

補助額　限度額50万円

問い合わせ　産業商工課商工振興担当　23-7091

**勤労者福利厚生事業（勤労者生活安定資金融資）**

　勤労者の社会的・経済的地位の向上を図るために、生活資金、教育資金、福祉資金を融資します。

対象　市内に勤務先、または住所を有する勤労者で、東北労働金庫の会員となっている方、および金

庫の会員となる資格を有する方

要件　東北労働金庫の審査基準を満たすこと

問い合わせ　産業商工課商工振興担当　23-7091

掲載している内容は、5月19日時点の情報です。事業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、経済産業省ウェブサイト（https://www.meti.go.jp/covid‐19/）で確認ができます。

**農林業者の皆さまへ**

問い合わせ　農林振興課 　23-7090

**大崎市感染症対策農畜産業支援資金**

　新型コロナウイルスにより影響を受けた農業者向けの資金で、市およびJAなどが一部利子補給を行い、実質無利子となります。

対象　市内に在住する農業を営む個人、および市内に所在する農業を営む団体など

資金使途　長期運転資金（最長5年間）

融資限度額　1年間の経費相当額（畜産については2年間の経費相当額）

貸付利率　実質無利子（融資枠の範囲内）

融資機関　JA古川、JA新みやぎ

問い合わせ　JA古川金融課　23-6701

問い合わせ　JA新みやぎ みどりの地区本部　87-3321

問い合わせ　JA新みやぎ いわでやま地区本部　72-0004

**持続化給付金**

　農業者や畜産業者などの個人事業者や、農業法人などの各種法人も対象となり、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが前年同月比で50％以上減少している者に、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額　法人：200万円以内　個人事業者等：100万円以内

問合せ

持続化給付金事業コールセンター

フリーダイヤル 0120-115-570

IP電話専用回線（有料） 03-6831-0613

**高収益作物次期作支援交付金**

　新型コロナウイルス感染症の影響により対象品目（野菜・花き・果樹などの高収益作物）を出荷できなかった生産者に対し支援します。

事業内容　①次期作に向けた新たな取り組みを実施する場合に、種苗などの資材購入や機械レンタル

などを支援

②新品種の導入や新たな販売契約に向けた対応などの取り組みを支援

交付額（定額支援）　①10アール当たり5万円　②10アール当たり2万円

問い合わせ　東北農政局企画調整室　022-263-1111

**肥育生産支援**

　経営強化計画を策定し、経営体質強化の取り組みメニューに2つ以上取り組んだ場合、出荷頭数に応じて交付金が交付されます。

対象　肥育牛生産農家（JAや生産者集団などの単位）

交付額　1頭当たり2万円

※枝肉価格が前年同月比で3割（4割）下落した際に取組メニューに3つ以上取り組んだときは、1頭当たり4万円（1頭当たり5万円）になります。

　問い合わせ　東北農政局企画調整室　022-263-1111

**計画出荷支援（肥育）**

問い合わせ　東北農政局企画調整室　022-263-1111

　肥育牛の生産者集団が出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて助成金が交付されます。

対象　肥育牛生産農家（JAや生産者集団などの単位）

交付額　1頭当たり2万2千円以内

問い合わせ　東北農政局企画調整室　022-263-1111

**計画出荷支援（肉用子牛）**

　肉用子牛の生産者集団が出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷調整期間に応じて助成金が交付されます。

対象　肉用子牛生産農家（JAや生産者集団などの単位）

交付額　肉用子牛1頭当たり 日額550円以内

問い合わせ　東北農政局企画調整室　022-263-1111

**肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の生産者負担金の納付猶予**

　牛マルキンの生産者負担金の納付猶予を受けられます。

対象　肥育牛生産農家

問い合わせ　東北農政局企画調整室　022-263-1111

**新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への経営継続のための支援**

　畜産農場などで新型コロナウイルス感染症が発生した際、経営継続のため以下の支援が受けられます。

対象　畜産農家（JAや生産者集団などの単位）

支援内容　①代替要員等の派遣支援（肉用牛、酪農、養豚、家きん）

②公共牧場等に家畜を避難させる経費の支援（肉用牛、酪農）

③感染拡大防止に係る経費の支援（肉用牛、酪農、養豚、家きん）

④生乳の再生産確保のための支援（酪農）

問い合わせ　東北農政局企画調整室　022-263-1111

掲載している内容は、5月19日時点の情報です。農業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、農林水産省ウェブサイト（https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\_coronavirus/）で確認ができます。

**税に関する支援情報**

**納税が困難な方へ（徴収猶予の特例制度）**

　新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少し、一時に納付が困難であると認められた場合、おおむね１年間、市税の徴収猶予を受けることができます。（担保の提供は不要。延滞金もかかりません。）

　また、猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業などの状況に応じて納付していただくこともできます。

　感染症拡大防止の観点からも、徴収猶予の特例制度や申請、その他の納税全般に係る各種問い合わせについては、事前に電話やメールでご相談ください。

対象者　次のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、

事業等に係る収入が前年同期に比べ、おおむね20％以上減少していること

②新型コロナウイルス感染症の影響により、一時に納入を行うことが困難であること

対象税目　令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する、個人市民税、法人市民税、固定資産税などすべての市税（国民健康保険税含む）

申請　特例制度を受けるには、関係法令の施行から2カ月後の令和2年6月30日まで、または猶予の対象となる税目の納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書のほか収入や現預金の状況がわかる資料などを提出していただきますが、提出が難しい場合は、口頭で伺います。

徴収猶予申請書は、担当課あてに郵送で提出願います。（窓口での受付もできます）なお、申請書などは、納税課、各総合支所市民福祉課窓口、および市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/46,38790,225,html）からダウンロードできます。

申請書の郵送先

〒989-6188　大崎市古川七日町1-1

大崎市総務部納税課「徴収猶予担当」あて

問い合せ先

納税課滞納整理担当　23-5148

松山総合支所市民福祉課　55-2114

三本木総合支所市民福祉課　52-2113

鹿島台総合支所市民福祉課　56-7114

岩出山総合支所市民福祉課　72-1212

鳴子総合支所市民福祉課　82-2019

田尻総合支所市民福祉課　39-1114

**中小事業者等が所有する償却資産、事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置**

　新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高が減少している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税と都市計画税を減免します。

対象・要件

1. 令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて10分の3以上減少している中小事業者等

②令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて、市に申告された場合に限り適用

※中小事業者等とは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

対象資産　設備等の償却資産、事業用家屋

軽減額　連続する3カ月間の売上高前期比が、10分の3以上減少した場合は2分の1を軽減し、10分の5以上減少した場合は全額を免除

問い合わせ　税務課家屋担当　23-2148

**生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長**

問い合わせ　税務課家屋担当　23-2148

　新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、中小事業者等が新たに投資した設備等の固定資産税を軽減する現行の特例措置について、適用となる対象資産に事業用家屋と構築物が加わり、適用期限が2年間延長されます。

対象　先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等

対象資産　機械装置・器具備品などの償却資産、事業用家屋、構築物

※構築物は、塀、看板（広告塔）や受変電設備などです。

要件

事業用家屋：取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

構築物：旧モデル比で生産性が年平均1％以上向上する一定のもの

集中投資期間　令和5年3月31日まで延長

特例措置　固定資産税を投資後3年間軽減

**住宅建築の遅延などで入居が遅れた方へ**

　新型コロナウイルス感染症の影響で、住宅建築の遅延などで住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居した場合と同様に住宅ローン控除を受けることができます。

▲住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置

　入居期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っているなどの要件を満たし、令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。

要件　注文住宅を新築する場合：令和2年9月末まで契約していること

　分譲住宅・既存住宅の取得、増改築等の場合：令和2年11月末まで契約していること

▲既存住宅を取得した際の住宅ローン減税

　取得後に行った増改築工事などの遅れにより入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っているなどの要件を満たしていれば、入居期限が「増改築等完了の日から6カ月以内」となります。

要件

①既存住宅取得の日から5カ月後まで、または関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後（令和2年6月29日）までに増改築等の契約が行われていること

②取得した既存住宅の増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で増改築等後の住宅へ入居が遅れたこと

問い合わせ　税務課市民税担当　23-2148

**自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長**

　自家用自動車を取得した場合の自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1％分軽減する措置が延長されます。

対象　令和3年3月31日までに、購入価格が50万円を超える車両を取得した人

延長期間　令和2年10月1日から令和3年3月31日

措置内容　自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割の税率を1％分軽減

問い合わせ　税務課市民税担当　23-2148

**国民健康保険税の減免**

　新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった世帯の国民健康保険税を減免します。

対象　次のいずれかに該当する世帯

1. 計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

②生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する世帯

要件　世帯の主たる生計維持者につき

①事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が令和元年中の当該事業収入などの額の10分の3以上であること

　②令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下であること　③減少することが見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること

減免期間　令和2年2月から令和3年3月までの納期限のもの

減免割合　10分の2～10分の10

※対象の①に該当する場合は、全額。対象の②に該当する場合は、算出した対象保険税額に減免の割合を乗じた額

その他　後期高齢者医療保険料や制度の詳細は分かり次第お知らせします。

問い合わせ　税務課国民健康保険税担当　23-5147

**介護保険料の減免**

　新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった第一号被保険者の介護保険料を減免します。

対象　次のいずれかに該当する場合

①生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合

②生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、次の要件のす

べてに該当する場合

要件　世帯の主たる生計維持者につき

①事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が令和元年中の当該事業収入などの額の10分の3以上であること

②減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること

減免期間　令和2年2月から令和3年3月までの納期限のもの

減免割合　10分の8～10分の10

※対象の①に該当する場合は、全額。対象の②に該当する場合は、算出した対象保険料に減免の割合を乗じた額

問い合わせ　税務課国民健康保険税担当　23-5147

**チケット払戻請求権を放棄した観客などへの寄附金控除の適用**

　中止などされた文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない（放棄）ことを選択した人は、その金額分が「寄附」とみなされ、所得税の寄附金控除の対象となります。

要件　文化庁・スポーツ庁が指定した、現に中止・延期・規模縮小されたイベントであること

必要書類　主催者が発行する対象の指定行事証明書、払戻請求権放棄証明書

個人住民税における対応　所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方公共団体の個人住民税の税額控除の対象となります。

※税額控除割合：県民税4％、市民税6％

問い合わせ　税務課市民税担当　23-2148